

レーデンと「ドイツ統計協会」

長屋政勝*

要旨

近隣ヨーロッパ諸国に較べ、19世紀前半のドイツ社会統計の立ち遅れは明白であった。しかし、1840年代以降の時代状況は統計資料にもとづく社会経済と国民生活の正確な現状把握を必須のものとした。こうした中で、プロイセンの開明的官僚であったレーデンは官庁統計の不備を補い時代の要請に応えるべく、1846年に「ドイツ統計協会」を立ち上げる。市民階級の中に「統計の友」を求め、また各種学術団体をも取り込んで、全土にまたがる統計網を構築し、現下の状況を迅速正確に把握しようとする。当初は協会運営も軌道に乗るかのようみえた。しかし、財政基盤が脆弱で、加えて直後の政治的動乱に巻き込まれた統計協会は1848年末にその活動停止を余儀なくされる。

1848-49年のフランクフルト国民議会においても、中央統計局、調査権、人口調査を主要論題にして統計問題が審議され、来るべきドイツ統計のあり方が模索された。だが、国民議会の終焉とともに統計改革の動きも消失する。しかしながら、統計協会と国民議会での検討は19世紀後半の社会統計の新たな展開に足掛りを与えるものでもあった。

キーワード

レーデン、ドイツ統計協会、中央統計局、政府調査権、全般的人口調査

はじめに

社会経済統計の歴史的展開は政府行政統計（＝官庁統計）を軸にする。それと併行して、私的統計の形をとって現われてくるさまざまな種類の数値資料がある。その代表例が統計協会の活動から産まれてくる統計である。その典型として、1830年代のイギリスにおけるマンチェスターやロンドンなどの都市統計協회를主役にした統計運動での社会調査とその結果を挙げることができる。

19世紀前半には統計後進国といわざるをえなかったドイツにおいても、市民階級の自

発的協働による統計作成の組織化が図られ実現している。1840年代後半の「ドイツ統計協会」（Verein für deutsche Statistik）である。さらに、この動きは1848-49年のフランクフルト国民議会にも引き継がれ、ドイツにおける統計の統一化をめざした努力となって現われる。この経過を追求し、ドイツ社会統計形成史の中でのその意義づけを試みる。

I. ドイツ統計協会

19世紀前半のドイツ統計の課題として官房学や国家科学の桎梏からの統計学の解放がある。これは次の2つを梃にして行なわれる。ひとつは公的調査機関（＝統計局や計算局）による、資料獲得の主眼を社会経済と国民生

* 京都大学名誉教授

活の数量把握に据えた「国土記述としての統計表」の作成である。これは広義の政治算術といえるものであり、その例としてプロイセン王国における国家統計表、また関税同盟での人口統計や商業統計を挙げることができる。次に、統計をして社会の公器とする主張を掲げて、各地の市民グループを結集して、事実と数量にもとづいてドイツ社会の現状を把握し、それを国民の前に公にしようとする動きがある。これがドイツ統計協会である。

1. 成立背景

ドイツ統計協会は1846年3月のレーデンの提唱を発足の契機にしている¹⁾。提唱を促した事情には以下の点が考えられる。

1840年代に入って、現状変革をめざした政治的運動が活発化する。立憲制・出版の自由・陪臣裁判制、等々の民主的要求の実現を迫る議会と、これに反して旧態依然の体制保持に固執する政府との間の対立が激化する。その背後には、30年代以降のそうした民主的要求を掲げた産業ブルジョアジーの抬頭と市民階級の形成がある。多くの領邦国家において旧体制を揺さぶる政治的動きが活発になる。さらにプロイセンの場合、19世紀10年代に始まった自由主義的経済政策の下での社会構造の変化があり、40年代に入って、「社会的貧困」(Pauperismus)問題として資本主義経済発展の矛盾が露呈してくる。加えて、45年に始まるドイツ全体の農業凶作と食糧危機は後に食糧一揆を引き起こすまでになる。しかし、こうした事態に対し、政府当局は有効な対処手段をもたず、またこの危機的状況を正確な事実資料でもって伝えることを怠っているのが国家調査部署である。とくにプロイセン統計局の体制擁護的姿勢に対するレーデンや統計協会の結成に賛同した人々の批判には強いものがあった。

このような状況にあって、レーデンは国家統計局に頼ることなく、自ら統計協会を立ち

上げ、ドイツのかかえる困難を事実資料=統計をもって直視する必要があるとする。それら困難は次のように列挙されている²⁾。

1) 政治的対立。現下の不和や対立の時代にあって、さまざまな見解や願望が交錯している。それらを事実にもとづいて友好的に調整する必要がある。2) 過当競争。過度の競争が経済的不安状況の元凶のひとつとみなされている。これに対しては、不安状況にある生活の糧と生計の源の細部についての正確な知識をもち、適切な補助手段をみい出すことによって対処すべきである。3) 失業と救貧問題。失業や大衆貧困、また大衆零落(プロレタリアート化)はわれわれの時代の悲惨な結果といえるが、その克服にはそれが生じる根源をつきとめることが必須である。4) 食糧不安。進行中の食糧危機に関しても、食糧不足の虚と実を見分け、すべての人々の眼に事実を網羅的に開示し、そうした不安の除去に努めなくてはならない。以上、いずれの問題にせよ、事実をみきわめ、その拠ってくる原因を明らかにするためには統計をもってするしかない。

また、レーデンをしてこうした統計協会設立という実際の活動に駆り立てたもうひとつの契機に、同時代人で以前より統計協会の重要性を訴えてきたテュービンゲン大学のJ.ファラッティの見解がある。ファラッティは国家顕著事項ではなく、「人間社会に関する状態科学」として統計学を規定し、事実と数量をもって人類社会の静止した状態=現存を網羅的に描写するものとし、そのための活きた資料獲得機関として統計協会を捉えている³⁾。この観点がレーデンに大きな影響を与えている。

ドイツにおいて統計協会の名をもった既存の組織として、ザクセン王国統計協会(1831年発足)とリューベック統計協会(1841年発足)がある。いずれもが行政統計部署の代役機能を担った半官的組織であり、後に官制

の統計局に昇格している。これに反し、レーデンの構想する統計協会はあくまでも各地の統計理解者の力を結集した市民の自発的組織というべきものである。しかも、単一の国家や都市に留まらず、それを全ドイツにまたがって広げようとする。

2. 協会発足

1846年3月、協会設立に関するレーデンの署名入り趣意書が作成され、ドイツ連邦議会・各国政府・等族議会・各地学術団体・個人宛に約500通が送付された。「数量は国家経済の諸関係にある多くの対立における仮借なき究極の審判者となる」というA.v. フンボルトの言にもあるように、統計は本来大きな有効性をもつはずである。だが、統計学の揺籃の地であるにもかかわらず、ドイツでは統計の有効利用の例はごく僅かであり、こうした状態を克服するべく設立されるのが統計協会であるとする。

この趣意書に対しては、連邦議会はこの提言を各国政府に周知させ、それへの協力をそれぞれの内政に委ねるとする決議を行なっている。連邦加盟38国中、9ヶ国の政府から協会の重要とする返答があった。しかし、財政的援助を約束した政府は僅か1に留まった。むしろ、協会に積極的協力を申し出てきたのは各国各地の既存学術研究団体であり、「統計の友」(Freund der Statistik)たる個人であった。そのうちの積極的会員は当該地の通信員(Korrespondent)として現地情報を提供する仕事に就くことになる。

趣意書には、同時に起草された「ドイツ統計協会の制度と管理の基本命題に関する指示」が添付されている。さらに、10月には協会活動に関するより詳しい提言が示されている⁴⁾。それらからこの協会の性格を看取できる。

i) 目的 「ドイツ国土、同じくドイツの国家と国民生活の諸関係を統計的に認識する

ために、散在している資料を収集・整理、加工・公表すること」にある。この目的達成のためには、会員の活動・各国政府からの援助・雑誌発刊がその手段となる。協会のモットーは「調べ-確かめ-述べ-援けよ」(forsche - prüfe - rede - hilf)にあるとされ、やがて発刊される機関誌の表紙に掲げられることになる。

ii) 組織 全ドイツにまたがった会員から構成される。会員資格は入会を申告し入会金を納め、当該地域幹部の承認をもって獲得される。また、今後の財政状況に応じて、基金拠出が義務化されることもある。さらに、会員は当該地域の現状を定められた質問様式・書式でもって調べ挙げ、回答する任務をもつ。会員は幹部の選出、刊行物や機関誌の受領に関する権利をもつ。

協会の指導には最高幹部と地域幹部(管区幹部と地区幹部)が当たる。ドイツ連邦の国家それぞれは、それが小規模の場合には地区、また大規模であれば複数地区をもった管区を構成する。それら幹部にはひとりの長/複数委員(報酬なし)/ひとりの書記(報酬あり)が配置される。地域幹部は3年おきに当該地域の会員による記名投票によって選出され、また最高幹部は管区幹部(あるいは地区幹部)の多数意見にもとづき、同じく3年おきに指名される。

地域幹部は毎年3月1日までに当該地域に関する前年の報告を最高幹部まで送り、それをもとに年次報告が作成され、全会員と連邦を構成する各国政府へ送付される。最高幹部は協会の印刷物と機関誌発行、また協会会計管理に責任をもつ。機関誌刊行のためには、書記とともに編纂・計算職員の監督に当たる特別の編集者がおかれる。会計処理結果は年次報告で公示される。

iii) 活動 協会の当面の活動目標として次の3つが掲げられる。

a) 機関誌刊行 ドイツ統計協会の『報知』

(Mitteilungen) をベルリンに構成される協会委員会により月刊誌の形で刊行することが予定される(出版元はA. ドウンケル社)。

b) 連邦統計表作成とそれに向けての資料収集 当面の最大課題はドイツ連邦全体にまたがる統計体系を最高幹部の責任で作成することである。これはレーデンのプランにのっとり、次の5大項目から成っている。すなわち、A. 国土領域・地誌, B. 住民(人口静態・動態と種族・言語・宗教別分布, 住民の特徴や生活様式), C. 国家制度(統治体制と身分構成, 議会・市町村・教会制度), D. 国家行政(行財政・軍事・外交制度), E. 精神的な文明状態(Kulturstände, 具体的には教育・学問芸術・出版事情), ならびに物質的な文明状態である。この物質的文明状態の項目には農林漁業から製造・加工業(含, 採鉱業), そして商業(販売・取引・運輸・貿易)にいたる大量の産業種と営業種が含まれている。その内容は経済報知であり, それが分量的(項目数)に統計体系の半分以上を占めている(附録を参照)。

c) 手労働国民階級(handarbeitende Volkssklasse)に関する詳細報告の収集 当時, 社会底辺部の窮乏階級としてあるのが手労働者(Handarbeiter)とされ, その実態把握と生活状態改善が緊急課題になっていた。これは手工業での職人・徒弟, また工場労働者とは区別され, 「独立に手仕事によって生活している者」と定義され, 具体的職種として日雇労働者・樵・道路工事人夫・鉄道工夫・女縫工・洗濯女が挙げられている。協会にとって, これら手労働者の経済状況調査が急務とされ, 7項目(産業・性・年齢別日雇賃金額, その貨幣・現物別構成割合, 日労働時間・年間労働日数, 副業収入, 国家・教会・学校・自治体への賦課金支出, 衣糧・住居等々への家計支出, 他者から購入する生活必需品への支払額)の質問が設定されている。一步間違えば, より底辺のプロレタリアートへの零落, さらに暴民(Pöbel)へと転化する危険性をもつ

た層が手労働者とされ, その現況を把握すべくこの調査書式を支部協会や関連協会へ配布し調査を依頼している。

iv) 支部協会と連帯協会 協会が力を入れるのは会員と機関誌購読者の獲得の他に, 各国各地の学術研究団体との連携体制を築き支部協会(Zweigverein)として協働してもらうことである。また, 連帯協会(verbündeter Verein)としての協力も必要とする。46年3月, シュテッティンにボンメルン統計協会, 47年1月, ベルリン支部協会が設立されている。また, 既述のようにハンザ都市リューベックでは公益活動促進団体の一委員会として以前から統計協会が設けられている。これが支部協会として協力することになる。さらに, シュレージエン祖国文化団体・統計学国民経済学部会(プレスラウ), ヘッセン歴史・国土情報協会(カッセル), さらにフランクフルト・アム・マイン地理学協会, 等々の既存5学術団体がドイツ統計協会との連携を受け入れ, 支部協会として活動することに同意している。

47年に入っても, こうした学術研究団体との連携枠が拡められ, ハノーヴァー王国営業協会やザクセン王国統計協会, オルデンブルク営業=商業協会, またメックレンブルク=シュヴェリンにある既成団体との協力関係も築かれている。また, 先述した手労働者の生活実態調査にはこうした団体の協力があり, とくにボンメルン統計協会やかつてレーデン自身がその創設者のひとりで, 1834-40年にわたりその総書記役を務めた上のハノーヴァー王国営業協会からは貴重な報告が送られてきたとある。

その後, 統計協会の組織化と活動にどのように展開がみられたか。レーデンの提唱から約1年9ヶ月後の1847年末報告はその間の推移を伝えている⁵⁾。それによると, 会員総数/2680人, 機関誌への定期通信員・共働者/272人(47年2月には78人), 機関誌販売数/498冊(このうち外国分23冊, 47年2月に

は209冊)、経費(1846-47年)/4401ターレル、見込収入/2860ターレル、不足分/1542ターレル(これは協会幹部が自弁)となっている。

会員獲得面では大きく前進している。だが反面、協会が期待し続けてきた各国政府からの経済援助は皆無であった。連邦諸国家は2国家を除き協会の目的を理解し活動を奨励し、協会への自国住民の参加を認めるなど、好意的姿勢を示しはしたが、それで終り実際的な金銭補助の申出はなかった。従い、協会財政は窮地に追い込まれる。さらに機関誌購読者が予想していた程には伸びないという事情も加わる。

機関誌は当初考えられていた『ドイツ統計協会報知』ではなく、『ドイツ統計協会雑誌』の誌名で、月刊分冊の形で47年当初から刊行開始となる。内容的には、協会懸案事項/理論的考察/(通信員からの)現状報告/資料・文献調査に分かれるが、そのうちの現状報告にはドイツの全国各地における社会経済と国民生活の事実報知が盛られることになる⁶⁾。

II. レーデンの統計観

では、当のレーデンはどのような統計と統計学に関する見解のもとで統計協会を主宰しようとしていたのだろうか。機関誌『ドイツ統計協会雑誌』に載った種々の講演や論説の中で示された見解から、その統計と統計学に対する考え方をみてみる。

1. 統計の効用

レーデンは統計学を定義して、「主に数量的基礎を支えにして、国家生活ならびに国民生活の関係全体を描写する」⁷⁾ものとする。それは、全体統計学—国家と国民の統計的關係の描写/地域統計学—国家内一領域の諸關係の描写/部門統計学—国家生活ないしは国民生活の一部(例、産業や人口關係)の統計的処理、この3部門に分かれる。いずれにおいても、調査された事実と数量を体系的に配

列・整理し、さらに比較を加え国家間・国家内部、あるいは異なった時期における同種と類似の諸關係を描写し(=統計的説明)、そこにみられる一致、さらには相違の種類と程度を明らかにする(=統計的比較)。この説明と比較が国家と社会生活に不可欠であり、そのような作業に当たるものを比較統計学(vergleichede Statistik)とし、その重要性と効用を強調している。

土地所有についての法令、営業自由や同業組合に関する法律、商業活動や課税のあり方、各国間の取引契約の締結、移民の現状把握、自治体活動の規定、市民の権利や貧民救済に関する法令、こういった一連の立法や行政に対し、可能な限り明瞭かつ包括的な現状描写が必要であり、これこそ統計の提供するものに他ならない。統計は政府にとって必須の指導者となりうる。さらに、農業経営者、企業家や商人、また証券・株所有者であれ、その合理的な経済活動のためには商品目録や価格表、需要供給量、企業利潤の大きさ、等々の数量表示が不可欠である。さらには、失業や社会的貧困、大衆のプロレタリアート化に対して適切な救済手段を講じるためにはその現状把握のための資料が必須となる。いずれにおいても現下の国家行財政と社会経済問題の検討素材に統計資料が不可欠とし、その効用を強調する。

だが、ドイツでは必ずしも立法や行政に十分な統計的基礎の裏づけがなく、またイギリス・フランス・ベルギーに較べ、いまだに統計にまつわる誤用、すなわち資料源泉を明示・吟味することなく統計を無分別に受け取る、あるいは他の出版物へ剽窃・転用する、こうしたことが多くみられる。先進国に比し、信頼性の高い統計の作成・報告・利用の点での立ち遅れは歴然としている。

ドイツ連邦の統計体系表示にもみられたように、レーデンのもとには国家基本制度の特徴づけが一方の柱となっている。そこでは数

量的表示によるよりも、内容的特性の質的描写が重きをなす。この点では国状論的見地からいまだ完全に脱却していない。これが後のクニースによる批判の根拠となる⁸⁾。だが、その国状論的残滓にもかかわらず、そこでは国家とその下での社会的諸事象に関する正確な数量描写＝統計的映像 (statistisches Bild) を獲得するための知的実際の活動が主軸となっている。しかも、立法や行財政の枠を越え、一方の企業経営や商業活動、他方の失業や大衆貧困、プロレタリアート化、こういった社会の深部に及ぶ統計調査の必要性を訴えている。これは国状論からは出てこない観点である。

2. 統計作業 (官庁統計と私的統計)

レーデンはこうした統計的映像を得るための活動を統計作業 (statistische Arbeiten) とし、それは調査－収集－整理－有効利用の4行程から構成されているとする。そうした統計作業には公的と私的なものの2つの形態があるとし、それぞれの特徴づけを試みる⁹⁾。

まず、官庁統計 (amtliche Statistik) がある。これは、事前に指定された書式にのっとり、数量申告に限定されるのが原則である。この書式は長期にわたりそのまま継続されるのがふつうである。また、収集作業を担当する官庁職員が進んでその仕事を引き請けることは少なく、統計収集の形式や種類をめぐって彼らの関心が喚起されることはまずありえない。さらに加えて、官庁の統計所轄部署においても、政府や当該省庁のトップの判断で統計にさほど重要性が認められない場合には、職員削除もある。そうした中では、統計が現状のかかえる難問にすばやく対応することは無理となる。国家の指導者が統計に少しも注意を払わない、あるいは利用することを識らないといった遺憾な事態もある。官庁統計の硬直性とそれを担う官僚の熱意不足・無気力が問題となる。

統計資料の整理は中央官庁によって行なわれるが、そこには機構のトップにある政治家の力量・認識・愛好、等々が反映され、そこから同一資料の統計的処理に大きな多様性が出てくることになる。最後に、統計の有効利用に際して、官庁統計は本来の困難に突き当たり、現状の正確な把握での成功例は僅かである。その理由は、資料不足/資料源泉の不明示/官庁の保身的姿勢による誤りの不訂正/統計利用の不統一性にある。

このような性格をもった官庁統計では、その調査と収集の全体をいまの時代要求に対応させて利用することはできない。レーデンは当時のドイツ諸国家に見られた統計作業の現状に対して、硬直的で時代の要請するものに応え切れていないとし、厳しい評価を下す。

次に、私的統計 (Privat=Statistik) がある。官庁統計が不満足な現状にあって、この私的統計への期待は大きい。私的統計の担い手は全ドイツにまたがった統計家＝「統計の友」である。私的統計は、統計家の個性や立場に応じて、はるかに多様な様式で獲得可能である。

まず、統計家の素養と資格が問われなければならない。統計家は関わる業務についての理論と領域に十分に通暁する必要がある。すなわち、その業務に不可欠の補助手段として歴史学、国家論と国民経済論の知識、最も重要な言語を修得する。また、いま (国民生活にとって) 最も重要な分野、すなわち商業 (Handel) の本質に直接観察や多面的検分を通じて精通し、それに関する理論 (これは商業論や貿易論、関税理論のこと) を身につける。こうした後に初めて、その本来の統計作業が開始される。

私的統計の作業領域には、統計網構築と文献資料収集の2つの作業がある。

i) 可能な限り広範な統計網の構築。それは、多くの領域にまたがった「統計の友」を通信員として確保することである。そして、

その間に統計報告・資料の相互提供のルートをつくり上げ、これを通じてそれら個別通信員からの直接報告、他協働者から提供された資料、さらにはそれぞれの地域地方で発刊されている定期刊行物（雑誌や新聞）が収集される。

資料獲得はこれだけには終わらない。統計網の利用をもってしても資料不足は埋まらないことが多々ある。統計家は不足する資料を得るために質問を自ら作成し、通信員に調査を依頼する。また、地方当局にも自ら出向いて回答獲得に努めることも必要である。こうした形での資料獲得は、もしそれぞれの地に統計協会があればはるかに容易かつ完全に達成される。

ii) 既存出版物の提供するものの最大限利用。統計家はまず定期的に利用できるあらゆる文書と定期冊子について全般的な知識をもつ必要がある。当然、そこでは官庁公刊物が大きな資料源になる。さらに、杵を上げ図書館や読書サークルの利用、刊行物編集者との交友を介しても資料収集に努める。この作業は、そのような印刷文書に有用かつ使用可能な資料が保有されているかを吟味するために、まずそれを読み込むことから始まる。次に、重要事実は後の研究のために、とりあえずは報告、概要、あるいは切抜きとして適宜な収集ファイルに分納される。これらは単に個別印刷文書の標題別に分けられるのみならず、内容別分類にもかけられる。統計資料の整理に際しては、どの統計家も自分の考えに沿った最も完全で満足のゆく統計表示体系（システム）を構成することが必要になる。

こうした任務に耐えるのは、ただこの統計という知識分野に関する熱狂的支持者(Enthusiast)といったような人々だけであろう。従い、有為な統計の営みには根気強さと強い精神力、さらにはかなりの科学的熱狂さが要請され、そのような資質をもった人物だけが統計家になりうる。また、統計家は数学的正

確性と明確な批判でもって数量や事実のもつそれぞれの価値を比較考量しなくてはならない。「真の統計家はその判断に際して、心地よく響くかどうかといったことにでは決してなく、正当であるかどうかということに注意を払わなくてはならない；真の統計家は前もってどこに行こうとしているのかを打算してはならず、入念な調査と誠実な判断それ自体がかれをして導くところへ到達しなくてはならない」¹⁰⁾とし、暗にプロイセン国家統計局の姿勢への批判を込めて、あるべき統計家像を描いている。

レーデンにも公的統計が一国統計の軸になることに異論はない。しかし、その責任を果していないのが実際のドイツ官庁統計であるとみる。こうした現状に対しては、私的統計家の活動とその情報網をもって活路をみいだすしかない。レーデンがドイツ全土にわたる統計網を構想した理由であった。

3. 統計報告局

みたように、私的統計に対するレーデンの期待は大きい。この期待を実現し、上述の統計網を現在の国家行政のために有効に利用する組織として、「統計報告局」(Bureau für statistischen Nachweise)が構想されている¹¹⁾。

ドイツの諸政府が現在行なっている統計への援助を大きく拡張させ、統計作業に抜本的改善を施すことが必要であるとし、そのために統計報告を主業務にする独立組織＝統計報告局の創設を提唱する。

あらゆる階層と分野に及ぶ通信員を通して、統計報告局は国土、近隣国家、ヨーロッパ全体、最後に他の地球部分の最重要地点にまたがった統計網を構成する。全国各地の私的通信員はこの統計報告局とは文書を通じて経常的な結びつきをもち、その中で通信員はそれぞれの地における事実調査に努め、かれのもとに届いた統計的に価値ある資料を報告局に送る。また、かれら通信員の主要活動は報告

局が提起したさまざまな種類の質問に対する回答を作成する中にある。報告局は問題提起と質問作成で休みなく活動し、通信員から返ってきた報告を収集整理する。

合理的ですべてを汲み上げた質問作成のためには、報告局の統計家はまずもって該当問題を正確に研究し、「統計的解剖学」¹²⁾(*statistische Anatomie*)ともいうべきものを習得していなくてはならない。次に、統計家は自分の知りたいことをつねに的確に聞き知る形で質問を設定することになろうし、そのためにはかれはそれぞれの場合に必要とされる専門知識をもっていることが必要となる。

統計の源泉としてとくに重要なのはさまざまな形の印刷物である。従い、統計報告局のもとには一切の種類の官庁による、また半官庁的な印刷物（国家辞典、都市公文書集、法令集、等々）が集積されねばならない。次に、統計的目的のために重要なあらゆる言語での定期刊行物（135-140種類に上るとされる）を保管することも必要になる。こうして、報告局の文庫ないしは図書館が設置されることになろうが、そこには統計のために重要な内外の全印刷物（そこには地図と重要都市の平面図、港の図面なども含まれる）の収集、加えて資料収集体系の展望と合目的な利用のための収集物の合理的整理と問題別配列が不可欠となる。そのためには「統計収集整理体系」なるものが必要となる。

国家当局の援助を受けながら、しかし既存の行財政組織とは別に統計調査と収集だけの特別組織＝統計報告局が必要とされている。おそらく、これを統計協会内部に設置し、局の中軸には（ベルリンを中心にした）協会員を幹部として据え、熱意ある協会員を全ドイツ（さらには外国の重要拠点）にまたがって通信員として登用・配置し、それら人的繋がりにもとづいた統計ネットワークを築こうとしたものである。

4. 連邦議会への提言

以上は1815年来のドイツ連邦体制を前提にしたレーデンの見解と提言である。1848年3月中旬以降のドイツ全土にわたって旧体制を揺るがした三月革命の機会を捉えて、その統計報告局構想はさらに拡大し、「新官庁のもとでの統計の位置と課題」と題した意見書を作成し、その中でドイツ連邦の新規の官庁機構の一件に統計局を設立することが急務とする見解をまとめ、3月23日にそれを連邦議会へ送っている¹³⁾。

これまでドイツ連邦議会はドイツの発展になんらの好ましい影響を及ぼすことも、人々の信頼を得ることもできなかった。その理由は、議会がドイツの実際、ドイツ国家の要望とドイツ民族の願望について知識をもたなかったからである。例えば、議会はかつて一度も全ドイツにまたがる信頼できる人口調査結果をもつことはなかった。旧い連邦当局には自らの活動領域を概括するための手引きがなかった。新たな連邦官庁はかかえる課題とそれが存続する条件を正確に把握する必要があり、そのための知識をもたねばならない。この知識こそ、新たな官庁組織の中の一機関として設置されるべき統計局が提供するものなのである。新たな官庁は早速、議会制度、国家対教会関係、法制・行政のあり方から始まり、警察・軍隊、外交、教育、団結・集会権、そして労働・営業・交易関係にいたる、すなわち国制と社会経済・国民生活の全体にまたがる審議を開始し判断を下すことが迫られよう。そうした議論と決断のための不可欠の基礎資料を提供するのが統計である。ここからドイツ連邦の新たな上級官庁のもとに統計のための中央局を設立することが必須となり、かつそれは最初の組織作業のひとつとならなければならない。

ここでは、政局転換を背景にして、先にみた私的統計家の連携網を統計報告局に組み入れ組織化する考えがさらに連邦官庁機構とし

ての統計局構想へと拡大されている。しかし、レーデンによるこの提言は連邦議会では真摯に受け止められなかった。事態は統計問題を越えて、ドイツ連邦体制そのものの見直しをめぐって新たな局面を迎えようとしていた。

Ⅲ. フランクフルト国民議会と統計問題

ハノーヴァー王国第10（ハルツ）選挙区から、フランクフルト・アム・マインのパウロ教会を舞台にしたドイツ憲法制定議会の議員に選出されたレーデンは、立憲自由主義派のフラクシオンに属しながら、主に「国民経済委員会」（Volkswirtschaftsausschusse）で活躍する。総会では営業立法に関する報告を行なってもいる。レーデンは国民経済委員会の主要メンバーであった。

1. リューベックでのゲルマニスト会議

国民議会では、早々に国民経済委員会の中に統計専門家の集まりがレーデンのよびかけによって設けられている。こうした動きが議会開始直後に出てきた契機は前年にあった。すなわち、1847年9月26日から30日にかけてリューベックで開催された第2回ゲルマニスト（＝ゲルマン学者）会議における統計問題の検討である。これは、46年にファラッティが、ドイツの統計家は来るべきリューベックにおけるゲルマニスト会議に結集し、そこで独自の部門を構成することが望ましいとしたことが発端である¹⁴⁾。その提案は多くの専門仲間の賛同を得ることになり、9月26日にはハンザ同盟とドイツ人移住問題を統計的に論じた2つの講演が行なわれ、また同日の暫定協議では28日の第2回総会でドイツ統計家委員会の設置に関する提言を行なうことが取り決められた（参加者は、ケーニヒスベルク大学のF.W.シューベルト、テュービンゲン大学の上記ファラッティ、キール大学のL.シュタイン、等々）。

会議には歴史・法・言語の3つの部会があっ

たが、それとは別に統計家が9月30日にシューベルトを議長にして特別会議を開き、そこで当人はドイツにおける統計の遅れを直視し、統計の研究者や友人のより活発な参加と協議が必要とする。そして、参加者によるドイツ各国の現況を考慮してのあるべき所得税制度の研究、ドイツにおける貨幣制度の研究、またドイツ移民に関する包括的な資料収集に関する3つの提言があった。また、こうした統計家の議論を深めるべく資料収集ではレーデンの『ドイツ統計協会雑誌』が、理論的検討ではテュービンゲン大学国家経済学部スタッフ編の『全国家科学雑誌』が共同の雑誌として利用されるべきとした。

ドイツ固有の伝統に根ざした研究を歴史・法・言語の3分野で構築するというのがこのゲルマニスト会議の趣旨であった。これに統計特別部会が加設され、ドイツにおける統計的努力の統一化をめざした統計専門家の集まりが初めてもたれた。中心人物はファラッティとシューベルトであったが、この二人はレーデンのドイツ統計協会の賛同者であり、またフランクフルト国民議会にも議員として参加し、リューベックで実現した統計家独自の活躍の場をフランクフルトにおいてさらに拡大すべく尽力するのである。

2. 国民議会の統計局

国民議会には先の国民経済委員会、また憲法委員会や財政委員会、等々の17恒常的委員会が設けられた。国民経済委員会のもとにレーデンの尽力で統計局が設けられ（市内Lowen角街にあるWeydtscheハウス）、その資料が議会構成員の利用に供されることになった¹⁵⁾。国民参加のもとでの国家とその行政のために、現存諸関係や諸制度の基本的で包括的知識が必要とされるが、そのために議会構成員はかれの統計局の文献資料を自由に利用することが可能になった。

レーデンは長年にわたり広範囲な資料収

集・整理に努めてきたが、それを供出して統計局を設置したのである。この文献資料には未公表で、また書籍商にも現われない重要な原資料も収められている。とくに貴重なのは、ドイツのみならずイギリス・フランス・ベルギー・イタリアで発刊された雑誌であり、そこには長期間にわたる広範囲な報告が収納され、それらは商業・営業・農耕、また人口関係・国家行政、等々に関する統計情報を含んでいる。しかも、利用の便を考えて、雑誌が年号順に並べられるのではなく、報知内容に応じて個別の冊子に分けられ、ファイル化されている。すなわち、統計局資料のカヴァーする個別問題報告は4つの主要部門（Ⅰ. 統計学・地理学・経済学・営業活動と交易に関する全般的文献、Ⅱ. 地域と国家の統計、Ⅲ. 農業・精製業・商業を軸にした営業の個別活動、Ⅳ. 生業と交易、その国家と社会のための施設と制度）に分けられ、これにさらに細かな下位区分が続き、23冊の部厚い資料集として分割・整理されている。

レーデンはそれら資料の含む題目に関する詳細な索引を作成し議員に配布している。議会と議員がこのレーデンの統計局を自由に利用することが多いほど、全体の利益のために貢献したことの証になるとされている。

3. 統計の統一化への努力（中央統計局・調査権・人口調査）

国民議会が召集され暫定的中央権力（中央政府）が構成された時すでに、解決されるべき緊急課題の検討には正確な統計数量が不可欠であるとされた。しかし、この点でのドイツ行政統計の不備と欠陥がだれの眼にも明白であった。

まず、議会開催早々に（5月23日）、B.ヒルデブランドが議会はすみやかに国民統計局（statistisches Nationalbüro）を設立されたいとする提案を行なっている¹⁶⁾。その統計局は資料収集と新たな調査を通じて、新規のド

イツ関税同盟の設立、物的窮乏状態の除去、そして労働階級の保護、これらに関して国民議会がこれから審議し決議するための基礎資料を提供するものとされた。この提案は議会の初日（5月18日）に設けられた国民経済委員会の内部で賛同を得ている。

先述したように、レーデンの私的資料収集をもとに国民経済委員会に統計局が設立されている。そこで、レーデンの指導の下にドイツのさまざまな関税領域での関税率の整理、ドイツの営業立法に関する概括、ドイツの郵便関係の概要が作成された。さらに、国民経済委員会の主要課題とされた帝国関税率を起草するために、ドイツのすべて領域に対して経済関係に関する農耕・採鉱・製造から税や海運に及ぶ20項目の質問が送付され、資料拡充が計られた。とはいえ、これに対する回答は結果として極めて不揃いな内容のものであった。

このように国民議会開催の端緒から統計問題に注意が注がれることになった。国制や憲法を議論するにせよ、関税問題や営業制度、郵便制度を再検討するにせよ、全ドイツにまたがる信頼に値する統計資料が欠落している、審議も決断も砂上の楼閣に終わってしまうというのが識者の考えであり、合理的資料収集体制の確立が急務とされたのである。議会開催中、最重要の問題ではなかったとはいえ、終始、懸案事項として残り解決の迫られたのが統計問題であった。そこで主たる統計問題としてとり挙げられたのは中央統計局、議会調査権、人口調査の3つである。

i) 中央統計局 1848年6月、オーストリアのヨハン大公が帝国摂政に選ばれ、K.ライニンゲンを首相にした新たなドイツ帝国中央権力の陣容が組まれた。それに続いて省庁の設立があり、大臣と次官の指名は8月に終了した。そうした中、まず初めに（9月2日）帝国の商務省・財務省・内務省の訓令を通じ、G.ハンセン（ゲッチンゲン大学教授）に「ド

イツ行政統計のために採られるべき方策」に関する鑑定作成が命じられている。9月下旬に入り、上の3省が共同して中央統計局としての帝国統計局 (statistisches Reichsbüreau) を設立するための準備に着手することになった (後には、法務省も加わる)。以降、これに関連した一切の仕事は、そこに関与した全大臣の名前でもって商務省次官 (ファラッティが就任) が所轄することになる。

続いて、ハンセンに加えて、さらに国民議会議員のC.Fv. ツェルニツヒ (オーストリア統計局長)、そして同じく国民議会議員の上記シューベルトの三者に、ドイツにおける行政統計を首尾よく達成するための方式に関する専門的所見が要請された。その際、このような所見作成に関して問題となるのは、個別国家の活動と制度に立脚した包括的な帝国行政統計の獲得様式である。その前提には、帝国統計の中央局は個別諸国家の然るべき行政組織と連合して設立される必要があるという考えがおかれている。つまり、これは連邦体制に立っての中央局であり、各国の行政機構を横断して統一的全体調査を実施する強権をもった機関ではないということである。

さらに、この帝国統計局設立に向けての最初の一步が全般的人口調査を主眼にして開始したことに加え、ドイツ農業者協会からの正確な農林業統計作成に関する要請も中央局設置を後押しすることになった。

中央権力が予想もしなかった農業分野からの後押しがあったものの、その後、統計中央局設立の懸案問題は進展しなかった。そのため中央局設立が必要とされた全般的人口調査にも進展がみられない。さらに、政治局面での変化が上記3人の協議を許さない。48年12月にこれまでのシュメアリング内閣が退陣し、小ドイツ主義者のH.v. ガーゲルンが首相に選ばれた。ツェルニツヒはフランクフルトを去り、オーストリアへ戻った。シューベルトは議会の内外で多忙を極めた。ハンセン

がフランクフルトに来て協議に加わることも実現しなかった。1849年に入ってから、ドイツの国家体制に関し、プロイセンを主導とした国家統一の動きに対するオーストリア政府の反撥があり、ここから惹起された諸党派の利害対立と駆け引きにより政治的混迷状態が出来し、帝国建設の基礎となるはずの憲法成立すら危ぶまれる状態になった。こうした状況にあって、帝国統計局設立と全般的人口調査実施の問題ははるか背後に押しやられた。結局、ハンセンが3月末に帝国統計に関する鑑定書の最初の部分として人口調査に関する自身の詳細なプランを送り届けただけに終り¹⁷⁾、中央統計局構想は立ち消えとなる。

ii) 調査権 統一される新たな帝国において、国家の調査権はどうあるべきかが問題となる。これは、中央権力 (政府) の統計調査権と議会の調査権の2つの問題に分かれる。まず、政府統計調査権に関しては、当初 (48年10月) 提示された憲法委員会の草案と報告には、統計調査に対する帝国権力の権利と義務についての言及はなかった。国民経済委員会はそこに欠陥がありとし、まず、ヒルデブラントが憲法草案の第39条の後に、「帝国権力は定期的にくり返される人口調査 (Volkzählung) を実施しなくてはならない」、さらにM. モールが人口調査だけでなく、「諸統計調査 (statistische Erhebungen) を実施しなくてはならない」とする文言を挿入することを提言している¹⁸⁾。しかしながら、この提案は国民議会においては議論もなく拒否されている。議会は政府の統計調査の権利と義務を明示しようとはせず、憲法に統計調査そのものの実施を規定した条文が載ることはなかった。

次に、議会調査権について、帝国議会に関する憲法委員会の草案・第17条には、議会の両院 (上院としての国家院と下院としての国民院) に審問権 (Recht der Untersuchung) が附与されており、その権利とは、「証人と

専門家を召喚する、尋問する、また尋問させる、同じく諸官庁と連絡をとる」というものであり、これが議会で承認されている。しかし、翌49年に入ってプロイセンを先頭に28政府からこの規定には反対であるとする共同文書が提出されている。そこでは、帝国の審問権は放棄されるべきであり、それは国家の内的懸案事項へ干渉する権限に通じる可能性があるからとしている。しかし、憲法委員会はそれに屈せず、議会によってそのような干渉を防ぐ必要な保証が与えられる、実際の審問を実施し専門家に聴き、また何らかのやり方で全体的に重要な関係に関する情報を獲得する権利を帝国権力から奪うことができないとする。そこでは、とくにイギリス下院でのそうした事例が有益なものとして引き合いに出されている。ここから、文章表現の訂正だけで諒とされる。すなわち、誤解を招きかねない表現「審問」を「事実に関する調査」(Erhebung von Thatsachen)へと変更するよう提案した。最終的には、49年3月28日に成立した帝国憲法の第99条(法案提出権等)で、「法案を提出し、嘆願し、事実を伝達および調査する権利、ならびに大臣を訴追する権利は、両院に属する」¹⁹⁾として成文化された。

こうした形で文章化された帝国議会の調査権ではある。議会はその調査権限内に統計調査が含まれるのは当然で、そのために帝国統計局が設立されるべきとみなしていたとされる。しかし、そこでいう事実調査に統計調査が含まれるのか、さらに経常的組織的な政府統計がどのように関連してくるかについての明確な規定は欠落している。全国レベルでの統計調査の展望はみえてこない。

iii) 全般的人口調査 国民議会では既述のヒルデブランドトに続いて、シューベルトが新たな帝国住民台帳を起草するための特別委員会を設けられたいとする第二の提案を行っている。これまでドイツ連邦の議論では1817年作成の住民台帳を基礎にしてきたが、これ

は不確かで欠陥の多い資料でしかない。今後の審議にはより正確な各国人口数の情報が必要とされたためである。この提案はその後に暫定中央権力によって取り上げられている。

さらに48年6月初旬には、同年7月1日にこれまで調査の行なわれていない国々で、また遅くとも8月1日までに全ドイツにまたがって、個々人の性・年齢・宗教・種族を項目に挙げた人口調査を実施し、結果を8月15日までに国民議会に提出し、これによって新規の住民台帳を作成すべきとする提案が続いた。だが、これは時間的にも実効不可能であった。

10月に、レーデンおよび他の多数が再び全ドイツにおける人口調査の実施を提案している。これを受けて、11月に入って、国民議会の財政委員会が人口調査に関し新たな提案を行なった。そこでは、ドイツの人口関係の正確な知識は、ただ単に将来の帝国憲法の規定を適用する上で欠かすことのできない基礎資料としてのみならず、それ以前に各国の陸軍分担金の増額、海軍分担額の支払い、中央権力全般の入用といった懸案事項を解決するためにも必須のものとされた。こうして、財政委員会は帝国内閣に次のことを委託する旨の提案を行なった。それは、「12月後半に、全ドイツを通じて、あまねく同一で目的に合った様式にのっとりた人数・家族・性・年齢段階・住所別の可能な限り正確な人口の調査と目録作成を実施させ、その結果をその後に公表する」というものである。しかし、この提案には日程的に無理があり、ドイツの現状からみて不適切で上に示された当面の目的には不要であるとする意見が出され(ファラッティから)、12月後半という時期に替えて、ただ「できるだけ速やかに」ということにし、その他の点では委員会提案が受容され、11月6日に国民議会で決議されている。

11月中旬に、帝国財務相と商務相が共同廻状を出し、すべてのドイツの政府にこの決

議を知らせた。他方で、全ドイツに対する全般的人口調査が実現するまで、少なくとも計算によってでも全ドイツの個別国家の人口状態を把握する必要があるとした。それは帝国金庫への各国分担金と帝国陸軍への配属兵員を住民数をもとにして算定するためには、これまでの住民台帳に較べてより正確な基礎が要請されたからである。また、廻状は各政府に1818年来の各年の人口数、ならびに人口に関する過去30年間の実際調査事例と最新の実際調査結果をできるだけ早急に知らせよう求めている。大部分の政府から数ヶ月内に多少なりとも包括的な回答が送られ、それにもとづき商務省はその陸軍分担金確定のための個々の国家の暫定的住民台帳を作成し、翌年3月に国防省へ伝達している。

だが、これはあくまでも既存行政資料による机上計算である。中央権力はこれに留まろうとはしない。実際的人口調査が必要であり、その準備にとりかからねばならなかった。人口情報はすべての実際的統計を結びつける軸となり、人口調査の組織は統計全体の基礎となる。中央権力ができるだけ速やかな人口調査の実施を指示することは、それを突破口にして中央統計局実現の契機にしようとするからである。しかしながら、「できるだけ速やかに」調査を実施するという規定があいまいで、専門家からは調査の大幅な遅延が予想された。とまれ、調査実行のために必要な資料を得るために、11月下旬にはドイツの政府全体に対し商務省次官から、内務・法務・商務・財務の4大臣の委託を受けて、I. 行政統計全般の組織に関して (1. 統計のための中央官庁, 2. 職員と給与, 3. 經常業務としての統計的活動, 4. 統計に関する指令, 調査書式と統計表, 5. 統計的公刊物, 6. 統計関連支出額, 7. 私的統計協会との関係), II. 人口調査に関して (1. 関連法規・命令・指令, 2. 調査・加工・公表用の統計表と書式, 3. 最新人口調査の経費, 4. 市民身分記録, 人口動態把握に関する

法規・命令・指令・書式, 5. 人口調査・身分記録制度のこれまでの成功・失敗事例), これら二系列の質問が送られた。

加えて、ドイツ内のみならず外国の諸例にも学ぶ必要もあるとされ、外務省を通じて近隣5ヶ国とイギリス・北アメリカ合衆国へ、その統計制度についての質問が送付されている。

翌49年に入って、各国政府からの回答報告が漸次的に届けられ、来るべき日のために収集・整理されることになった。しかし、すべての国家が帝国内閣の願望に応えることはなかった。ドイツの38政府のうちバイエルンを初めとする11政府からは無反応、ないしは答えるべきものはなしという返答であった。オーストリアからはツェルニツヒの個人的尽力によってようやく回答が送られてきた。従って、この質問は成功したとはいえない。外国の制度に関しては、イギリス・北アメリカ・ベルギーからの回答に留まり、他の4ヶ国からの返答はなかった。

48年後半からの各地での革命運動の退潮とともに、国民議会での審議と決議の正当性も揺らいでゆく。議会での統計についての審議によってドイツ全体の統計に影響を及ぼし、統計制度改善を推進させようとする気運は失われてゆく。成立した憲法にのっとり、49年4月、議会から世襲帝位の申し出を受けたプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルムIV世であるが、それを拒絶する。プロイセンを主軸にしたドイツ帝国の構想も頓挫する。49年5月末にフランクフルトからシュトゥットガルトへ移転した議会の余命も僅か20日ほどしか残っていなかった。6月18日、国民議会の活動は停止する。従い、国民議会における中央統計局や人口調査、また議会調査権に関する審議や提案が実を結ぶこともなかった。

再三にわたりその必要性と緊急性がさげばれたにもかかわらず、中央統計局の創設は実

現せず、またそれを欠いてはセンサス形式の人口調査をドイツ全体にまたがって実施することは不可能であった。

おわりに

社会経済と国民生活の危機的状況が迫っている。だが、その状況を映し出す基本資料となるべき政府統計の不備と欠陥は否定できない事実であった。こうした中では、市民の自発的協働を支えにした統計収集体制を考えるしかない。レーデンを動かし、統計協会を立ち上げさせた契機である。広範囲な統計の友との連携によって統計網を構築し、全国各地の統計資料を集中化し、客観情勢の把握に努めることが目的であった。2700人に近い会員と通信員を獲得し、支部協会の結成や連帯協会の確保まで進み、機関誌の発刊も実現した。こうしてまずは順調に軌道に乗ったかにみえた統計協会の活動であったが、48年に入ってからの政治情勢の激変は活動のさらなる拡大を困難とする。協会そのものは48年で活動停止となり、機関誌も1847・48年号の僅か2巻の発刊に終わった。成立から終焉まで3年にも満たない短命な統計協会の活動ではあった。

しかしながら、その活動は社会問題と国民生活の正確な状況把握と判断にとって統計が最大の手引きとなり、また統計が一部国家組織の内部資料に留まることなく公開を通じて共有され、社会の公器として利用されねばならないことを万人の前に訴えた。それぞれの国家行政の片隅で副次的業務として営まれていたのが官庁統計であり、それが必要とされた報知内容を十全に提供しえていなかった40年代に、統計の効用を訴えその社会的認知を求めた統計協会の主張と活動はドイツにおける統計近代化の幕開きで一役を務めたとはいえよう。

「レーデンは、旧い、いわゆる大学派統計学者のグループに属する」²⁰⁾という評価が一

般的である。しかし、レーデンが求めた統計体系は旧来の国家記述に終始するものではなく、国家記述から社会統計への移行段階に現われた国土記述(=国土誌)という性格を帯びたものといえる。ファラッティの状態科学としての統計学を受け継ぎ、国家基本制度の概括と比較に領分を残しながらも、その統計体系では一国の生産(農耕・製造・加工)と交易(商業・運輸)分野に関する表示項目が大きな比重を占めている。国家顕著事項ではなく、国民経済と国民生活を構成する要素が統計表示の主要対象となっている。これは、国家記述・比較を越えた国土記述を目標にした統計表というものである。だが、主として既存資料・報告・記録を集約したところに出てくるのがこの統計表であり、直接調査による数量結果はごくごく限られていたことで、社会経済統計としてはいまだ近代以前の段階のものに留まるといわざるをえない。レーデンの統計表は統計数量をも含んだ百科全書的国土記述ともいべきものであり、数量表示可能な要素と事実・制度・施設・方策に関する文章説明による要素が混在している。こうした点では、国土記述をめざした統計表としても未成熟なものに終わっている。

三月革命によって引き起こされた連邦体制の見直しと新たな体制の模索の中に、ドイツ統計の遅れた現状への批判とそれを克服しようとする動きが出てきた。統計近代化への足掛りが築かれそうにもみえた。フランクフルト国民議会では、まずドイツにおける官庁統計の不備が公然と指摘され、レーデンを初めとする識者が中央統計部署と全般的な人口調査の必要性を提唱し、旧い体制に縛られない統計作成と収集制度を模索している。実際、それを構想する検討委員会も設けられた。しかし、国民議会は統計問題を審議するために開催されたものではない以上、その解決が議会にとって死活を制するというものもなかった。国民基本権、国制、憲法、軍組織、裁判制度

といった問題に較べ、あくまで副次的な懸案であり、余力の残された限りでその検討が続けられたという感じを免れえない。また、基礎資料の調達・確保の必要性については確認されながらも、その組織・様式・手順について具体的プランと指針を提供するところまでは進みえなかった。

しかし、19世紀前半には強力領邦5ヶ国に限られていた統計中央部署が、50年代以降になって他の中小領邦国家や都市で陸続と創設された動きは、やはり嵐の年の産物ともいうべきものであろう²¹⁾。統計作成の面で、こ

れまでの旧態依然とした業務記録の事後整理ではなく、積極的な資料収集を目的にした特別機関＝統計局の設置へと国家当局を動かした。この点で、フランクフルトでの議論は決して無駄ではなかった。また、その精神は20年後の1870年1月に始まる関税同盟統計拡充委員会に継承され、改めて個別国家の枠を越えた全ドイツにまたがる統一的統計作成体制・中央統計局創設問題として取り上げられ、集中的に審議されることになったともいえる。

注

- 1) レーデン (Friedrich Wilhelm Otto Ludwig Freiherr von Reden)。1804年2月、リッペ＝デトモルト生れ。ゲッチンゲン大学で修学後、24年にハノーヴァー王国の官職に就く。関税同盟参加問題や王国営業協会創設で活躍。37年、国王エルンスト・アウグストの33年憲法破棄に対する反対表明のかどで懲戒処分を受け、やがて国家勤務から退く。41-43年、ベルリン＝シュテッティン鉄道会社の特別監督者。43年、プロイセン外務省に勤務、工業・商業問題の専門家、さらにベルリンやウィーンでの営業博覧会で委員として活躍。48年5月、フランクフルト国民議会議員に選出される。49年5月10日、ザクセンの革命運動鎮圧へのプロイセン軍介入に、「帝国平和の重大な破壊」として議会は反対すべしとする提案を行ない、プロイセン政府から停職処分を受ける。国民議会終焉後は統計に関する著作活動に従事し、57年にはウィーンで開催された第3回国際統計会議に出席。同年12月12日、ウィーンで死去。その統計問題に関する活動については、レーデンは公共心ある人々を募って統計協会を設立し、協会そのものは三月革命後を生き延びることはできなかったが、その精神はその後も生き残った、こう評価されている。Porter, T.M. (1986), *The Rise of Statistical Thinking 1820-1900*, Princeton, pp.38-39, 長屋政勝・木村和範・近 昭夫・杉森滉一訳 (1995) 『統計学と社会認識』 梓出版社, 41ページ。
 - 2) Reden, F.v. (1847), Vom Nutzen der Statistik für Staat und Volk, *Ztschrift des Vereins für deutsche Statistik*, Jg. 1, SS. 21-23.
 - 3) Fallati, J. (1834), *Einleitung in die Wissenschaft der Statistik*, Tübingen, を参照。1840年代早々から、イギリスにおける統計協会の活動、イギリス・フランス・ベルギーでのアンケート調査の実例を紹介し、その役割を評価しているのがファラッティである。
 - 4) Die wichtigsten auf die Entstehung und bisherige Ausbildung des Vereins bezüglichen Aktenstücke, (1847), *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 1, SS. 1-3.
 - 5) Nachrichten vom Vereine für deutsche Statistik am Schlusse des J. 1847, (1848), *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 2, SS. 1-16.
 - 6) 出版社はベルリンの F. Schneider und Comp 社であるが、月刊分冊は後に1年分がまとめられて1000ページを越える大部な雑誌となっている。その内容は以下の8部門に分かれている。

I. ドイツ統計協会懸案事項	II. 統計理論と一般的科学的論究
III. ドイツ全体・複数国家の全般統計と比較統計	IV. 個別ドイツ国家あるいは地方の統計
V. 国家・国民生活の個別的関係の統計	VI. 統計に関連した協会と雑誌
VII. 統計記録・報告、印刷物・雑誌からの抜粋	VIII. 文献と論評
- ことに、III, IV, Vに盛られた多種多様な(また局所的でもあるが)現地報告・統計・資料・記録はドイツ各地の現況を知らしめる情報源になっている。その寄稿者は官僚、大学教授、学校教師、

商人, 軍人, 司法関係者, 聖職者, 医者と多岐にわたるが, 当該地の市民階級上層部であったことは明らかである。レーデンを別にして, ファラッティやワッポイス, ラウヤシューベルトといった当時を代表する経済学者や統計学者も寄稿者としてある。後に, エンゲルはこの雑誌を, 価値ある資料の宝庫であり, 現在との比較に大きな重要性をもつものとして高く評価している。Engel, E. (1870), *Die Notwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, S. 175.

雑誌購読498事例の国別分布をみると, プロイセンが216で全体の43%を占め, オーストリアの41やザクセン王国の35に較べ突出している。このことは272人の雑誌通信員の分布でも同様である(プロイセン83, オーストリア27, バイエルン22, ザクセン王国18, 等々)。雑誌に強い関心を示したのは, ベルリンを中心にしたプロイセンの知識市民層であったといえる。

- 7) Reden, F.v., Vom Nutzen der Statistik, *a. a. O.*, S. 20.
- 8) Knies, C. (1850), *Die Statistik als selbstständige Wissenschaft*, Kassel, SS. 93-95, 高野岩三郎訳(1942)『独立の学問としての統計学』統計学古典選集・第2巻, 栗田書店, 196-98ページ。
- 9) Reden, F.v. (1847), Ueber statistische Forschung, Sammlung, Ordnung und Nutzbarmachung, *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 1, SS. 16-18.
- 10) Reden, F.v., Ueber statistische Forschung, *a. a. O.*, S. 19.
- 11) Reden, F.v. (1848), Bureau für statistische Nachweise, eine Nothwendigkeit für die jetzige Staatsverwaltung, *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 2, SS. 16-22.
- 12) ここでいわれる「統計的解剖学」とは, 上述されている, 「数学的正確性と明確な批判でもって数量や事実のもつそれぞれの価値を比較考量し, 「入念な調査と誠実な判断それ自体」から結果を導き出す作業を指していると思われる。
- 13) Reden, F.v. (1848), Die Aufgabe und Stellung der Statistik bei den neuen Behörden des deutschen Bundes, *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 2, SS. 290-291.
- 14) Fallati, J. (1846), Gedanken über Mittel und Wege zu Hebung der praktischen Statistik mit besonderer Rücksicht auf Deutschland, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 3, S. 555. 会議の審議内容に関しては, Die Germanisten=Versammlung zu Lübeck vom 26-30. Septbr. 1847, (1847), *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 1, SS. 861-862, を参照。
- 15) Statistisches Bureau der deutschen konstituierenden Versammlung in Frankfurt a.M., (1848), *Ztsch. d. Ver. f. dt. St.*, Jg. 2, SS. 666-667.
- 16) 以下, 国民議会での統計問題の審議については, Fallati, J. (1850), Stand der administrativen Statistik in Deutschland im Jahre 1848-49, *Ztsch. f. d. gesamm. Staatswiss.*, Bd. 6, SS. 727-740, による。
- 17) これは後に, Hanssen, G. (1849), Über die beabsichtigte allgemeine deutsche Volkszählung, *Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft*, N.F., Bd. 8, SS. 337-384, として公表されている。その論文の後記(49年7月)には, こうした人口調査を実施するための帝国統計局をできるだけ短期間に設立するという企画も, 「現下の政治的混迷のために, その実現ははるか遠くに退いたようにみえる」とあり, 中央統計局も全般的人口調査もあくまで構想に留まった。
- 18) Hrsg. von Conze, W. und Zorn, W. (1992), *Die Protokolle des Volkswirtschaftlichen Ausschusses der deutschen Nationalversammlung 1849/49*, Boppard a. R., S. 109, 164.
- 19) Hrsg. von Huber, E.R. (1961), *Dokumente zur deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 1, Stuttgart, S. 314, 初宿正憲・高田 篤訳(1992.9)「フランクフルト憲法—1849年3月28日ドイツ・ライヒ憲法—」『法学論叢』京都大学, 第131巻第6号, 114ページ。
- 20) *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl. (1925), Bd. 6, S. 1207.
- 21) 19世紀50年代以降の中小領邦や都市における統計調査機関=統計局の設立は48年に頂点に達した政治運動からの産物とみなされている。Seibt, G. (1908), *Statistik, Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im neunzehnten Jahrhundert*, 2. Teil, Leipzig, S. x x x vii.

附録

ドイツ連邦全統計体系

A. 領域

- I. 位置、広さ、土地状態
- II. 現在の政治的区分、個別部分の存立とその歴史
- III. 自然的特性
 - A. 耕地特性 (1. 陸地, 2. 河川), B. 風土状況, C. 耕地収穫物全体

B. 住民

- I. 住民の拡がりとその増減 (居住地、住居場所、家族、婚姻、出生、死亡、年齢階梯、都市人口と農村人口)
- II. 種族区分、言葉の相違
- III. 宗教の相違
- IV. 肉体的・精神的特徴、生活様式、健康状態
- V. 就業様式全般 (就業のあり方に対する土地特性、等々の影響)

C. 国家制度

- I. 基本法 (歴史)
- II. 国家元首の状況 (統治家、爵位、紋章、宮中、勲章)
- III. 国家市民の状況
 - A. 身分の相違・個別人口階級の状況, B. 議会・身分制度, C. 市町村制度, D. 教会組織制度と教会对国家関係

D. 国家行政

- I. 全般 (歴史)
- II. 最高国家行政とその分岐
- III. 州行政と地方行政
- IV. 法行政 (立法、業務経過)
- V. 警察行政 (公安、衛生、貧民救助、風紀)
- VI. 財政 (税とその使用、負債)
- VII. 軍政 (軍隊と艦隊)
- VIII. 国家行政の外部への働き (大使・領事制度、条約)

E. 精神的・物質的文明状態

- I. 精神的文明
 - A. 教育制度 (システム、施設、募集), B. 学問的成果 (1. 学問と芸術のための協会, 2. 新聞、雑誌、書籍出版・出版状況)
- II. 物質的文明の状況

A. 全般

B. 農業分野

- 1. 全般
- 2. 農耕、園芸
- 3. 林業
- 4. 畜産
- 5. 狩猟と漁業
- 6. 農業就業への社会生活と国家生活の影響 (農業のための制度と方策)
 - a. 農業 (林業・園芸・獣医学) 修養用制度
 - b. 農業協会、一般的に国家のもとの農業利益の代表
 - c. 土地所有の自由化
 - d. 農業信用施設、他施設、倉庫
 - e. 農業保険制度

C. 原材料加工用営業経営 (および採鉱業)

- 1. 全般
- 2. 金属と金属商品
- 3. 石炭
- 4. 塩
- 5. 木材加工
- 6. 紙製造と紙製品
- 7. 皮革製造・加工
- 8. 陶器製造
- 9. ガラス・ガラス商品製造
- 10. 木綿紡績・木綿織物
- 11. 亜麻紡績・亜麻織物
- 12. 羊毛紡績・羊毛織物
- 13. 絹製出・絹加工
- 14. 他営業分野
- 15. 手工業経営
- 16. 精製工業への社会生活と国家生活の影響 (精製工業のための制度と方策)
 - a. 工業修養用制度
 - b. 工業協会、一般的に国家のもとの製造工業利益の代表
 - c. 営業生産物の博覧会
 - d. 精製工業産物の模造に対する保護 (登記・特許・製造工場票)
 - e. 職業評議会 (労使協調会 *Conseils des prud' hommes*, 専門仲裁人)
 - f. 株式制度とそれに関する立法
 - g. 災害保険 (火災保険・生命保険、さらに年金施設と養老院)
 - h. 貸金取扱所、質屋、保健金庫
 - i. 国家監視 (良好製造・労働者安寧・機械・公安・直接支援のための)

D. 商業

- 1. 全般 (歴史)
- 2. 数量結果 (輸出入・通過/個別物件/個々の国々との取引/年別)
- 3. 商業政策 (関税制度、貯蔵所組織、保税倉庫、税関倉庫、自由港、航海法)
- 4. 地上取引 (取引先、経営方式)
- 5. 海上・河川取引 (海運業、船舶事情)
- 6. 国内交易
- 7. 交易に対する社会生活と国家生活の影響 (交易のための制度と方策)
 - a. 商業と航海用教育施設、一般にこの営業分野のための修養
 - b. 国家のもとの商業利益の代表 (商務省、その他の中央官庁、商業会議所)
 - c. 未決着商事訴訟事件のための立法 (商事裁判所)
 - d. 蒸気船航行
 - e. 検疫所
 - f. 労務不能船員とその遺族の扶養制度
 - g. 海難・河川災害保険
 - h. 水先案内人制度
 - i. 燈台、燈浮標、船燈、樽形ブイ、ブイ、航路標識
 - k. 難破に際しての保全施設と救済施設
 - l. 自然水路改修、人工河川路、運河、港、造船所
 - m. 国道と公道
 - n. 鉄道
 - o. 郵便
 - p. 電信
 - q. 銀行
 - r. 証券取引所 (取引所、ロイド社) とその業務経過
 - s. 商業従事者 (仲買人、貨物運送業者、番頭、徒弟、労働者)
 - t. 大市、市場、行商
 - u. 公的商事会社
 - v. 貨幣事情、貨幣制度 aa. 全般, bb. 最重要刻印金属鑄貨の価値と割合, cc. 紙幣

出所) Die wichtigsten auf die Entstehung und bisherige Ausbildung des Vereins bezüglichen Aktenstücke, *Zeitschrift des Vereins für deutsche Statistik*, (1847), Jg. 1, SS. 5-6.

F.v. Reden and the Society for German Statistics

Masakatsu NAGAYA
(Emeritus Professor of Kyoto University)

Summary

The purpose of this article is to follow the foundation of the Society for German Statistics. In 1846, this Society was set up by F.v. Reden, who was a Prussian bureaucrat and a authority on the problems of trade and the tariff-reform. Reden recruits many enthusiastic members (friends of statistics) and tries to construct the network of them all over the Germany. He also founds the interconnections between the Statistical Society and many another academic societies. Through these steps, Reden intended to overcome the defects of official statistics in Germany. But, the monetary fund of the Society was not sufficient and political confusions, which was caused by the Revolution of March 1848, made it difficult to maintain the Society.

In the Constituent Assembly at Frankfurt am Main in 1848-49, several important problems on statistics were proposed and discussed. On the establishment of the central bureau of statistics, the right of investigation by government, and on the population census, some ideas were examined. But they could not be realized. Nevertheless, the concerns to the modernization of the german social statistics were remained afterwards and contributed to the advance of it in the late 19. century.

Key Words

F.v. Reden, the Society for German Statistics, central bureau of statistics, right of investigation by government, population census